

兵庫県育休代替職員（本庁 薬務課）採用試験案内

- ・受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月12日（木）
- ・面接試験 令和8年2月20日（金）
- ・任用期間 令和8年5月21日～令和8年6月19日（予定）
- ・勤務場所 兵庫県保健医療部薬務課（兵庫県庁第1号館4階）

1 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、本庁又は神戸市内の地方機関において、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（約4ヶ月間）は臨時の任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (6) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

2 募集職種・予定人員・職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
薬剤師	1名	兵庫県薬務課で行う医薬品等の安全性確保対策、毒物劇物の危害発生防止対策、血液等確保対策、温泉対策等の専門的業務

3 受験資格

- (1) 薬剤師免許を取得している者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (3) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

4 申込方法及び受付期間

(1) 申込方法

ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください（締切日必着）。

イ 自己PRカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。
(受験申込書及び自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)

ウ 書類選考通過者には、試験日時や会場等を記載した案内を電子メールで送付しますので、受験申込書にPDF文書が受信可能なE-mailアドレスを必ず記載してください。

※ 2月17日（火）時点でE-mailが届いていない場合は、(2)の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

※ 提出された応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。（不合格となつた場合や辞退された場合には、個人情報に十分配慮したうえで、当方において処分します。）

(2) 申込・問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県保健医療部薬務課 担当：秋田
TEL 078-362-9133

5 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

(1) 面接試験

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（25分程度）

(2) 面接試験日

令和8年2月20日（金）

※面接試験は応募書類による選考を通過した方に実施します。

試験時間等は、申込受付者に別途ご連絡します。

(3) 試験会場

兵庫県庁内または県庁周辺の会議室（面接日時とあわせて対象者に通知します。）

6 合格発表

令和8年2月下旬頃に電子メールにより通知します。（書類選考で不合格となつた方には、その時点で通知します。）

7 任用期間

令和8年5月21日～令和8年6月19日（予定）*

※任用期間は、職員の育児休業期間に応じて変動します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区分	月額
大学卒	272,624円（給料月額249,200円、地域手当23,424円[9.4%]）～※1
上限	293,520円（給料月額268,300円、地域手当25,220円[9.4%]）

※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※2 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 社会保険

育休任期付職員	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の適用を受けます。なお、雇用保険法（昭和49年法律第116号）については、正規職員と同様に、適用されません。
臨時的任用職員	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受けます。なお、雇用保険法（昭和49年法律第116号）については、正規職員と同様に、適用されません。

(4) 勤務時間

週38時間45分（7時間45分×週5日）

(5) 休暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大20日間となります。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(6) その他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。